

2018 年度

地域連携事業【岡垣町／九州共立大学】

～小・中学生対象～

人権意識調査に基づく

学習指導案及び関係資料



岡垣町

【プロジェクト・メンバー】

指導教員	九州共立大学スポーツ学部 公益社団法人 福岡県人権研究所（理事）	山田 明
協力者	筑紫女学園大学（人権教育） 公益社団法人 福岡県人権研究所（研究員）	峰 司 郎
学 生	九州共立大学スポーツ学部 3年 大賀 康 平	九州共立大学スポーツ学部 3年 沖 中 翔 一
	九州共立大学スポーツ学部 3年 赤 星 廣 大	九州共立大学スポーツ学部 3年 川 勝 陽 祐
	九州共立大学スポーツ学部 3年 石 原 航 樹	九州共立大学スポーツ学部 3年 川 上 滝 盛
	九州共立大学スポーツ学部 3年 今 井 智 紀	九州共立大学スポーツ学部 3年 岩 下 大 吾
	九州共立大学スポーツ学部 3年 佐々木 悠 祐	



巻頭言

九州共立大学 スポーツ学部 山田 明

人権とは何か。この問いは人間の存在に関わる根本的な課題であり、最も重要な価値を持つものです。守られて当然であるこの人権が、悲しいことに課題とされる現状があるのです。我々が、豊かに過ごすためには人権という権利の基盤を構築することが肝要であり、それも人間が行うべき営みなのです。そこで、人権感覚を持ち合わせた人を育てるといふ人権教育が必要不可欠となります。特に次代を担う青少年においては、十分な人権教育を提供すべきでしょう。

岡垣プロジェクト（人権教育の充実）は、このような社会的課題に対し、その処方箋として、本学の学生がボランティア活動を通してそれぞれの人権意識を高めながら、岡垣町の青少年（小・中学生）の人権意識高揚に地域貢献する活動です。具体的には、昨年度（2017年度）の「人権意識調査の実施及び分析報告書の作成」、今年度（2018年度）の「人権教育6指導目標に着目した学習指導案及び関係資料の提供」です。来年度（2019年度）は、3年間の集大成として、岡垣町の教育機関にて学生によるモデル授業を予定しています。

人権は、人がそれぞれ自分の持っている資質能力を生かして、自分本来の生き方や成長を可能にする、いわゆる自己実現のために必要な概念です。岡垣町は、「自然と歴史と人権の町」で有名です。岡垣町を担っていく青少年の皆さんに、これからもこの岡垣自慢を継続発展してもらえるように願っています。



ようこそ
岡垣町へ！

目 次

巻頭言（山田明）

I 学習指導案

- | | |
|----------|--------|
| 1. 生命尊重 | (2) |
| 2. 自己認識 | (8) |
| 3. 協調協働 | (12) |
| 4. 労働観 | (18) |
| 5. 科学的認識 | (23) |
| 6. 国際理解 | (27) |

II 資料編

1. 小学校学習指導要領（平成29年度告示）「総合的な学習の時間」の目標（構成）
2. 福岡県教育委員会編 人権教育 副読本『かがやき』の活用
3. 岡垣町 人権教育・啓発基本指針（平成25年3月）

I 學習指導案

1. 生命尊重
2. 自己認識
3. 協調協働
4. 労働観
5. 科学的認識
6. 国際理解

人権教育 学習指導案

【 生命尊重 】

指導者（沖中翔一）

*本授業は、「総合的な学習の時間」を活用して実施します。

1. 対象学年

小学校 高学年

2. 実施場所

教室

3. テーマ

災害について考える

4. 教材及び資料等 *資料の詳細は6の添付資料を参照のこと。

(1) 日本における2000年代及び2010年代の災害について

(2) 台風24号（2018年）・台風25号（2018年）・西日本豪雨の被害状況

①台風24号（2018年）の被害状況

②台風25号（2018年）の被害状況

③西日本豪雨の被害状況

5. 学習指導計画

(1) テーマの目標

人間と自然との関係を理解し、自らの命を守り大切にしようとする態度を育てる。




①過去に日本で起きた身近な災害（2018年度）を振り返る。


②日本で起きた身近な災害から命の大切さを再確認する。

③災害時に、どのようにして自分の命を守るのかを理解し常に意識する。

(2) 学習の展開

【 学 習 の 展 開 】

	学習内容	学習活動	指導上の留意点	配当時間
導 入	<p>○2018年に日本で起こった台風・豪雨災害の理解</p> 	<p>○2018年に起こった災害について、知っていることを発表する。 ※個人発表</p>	<p>○児童の知らない過去(2018年以前)の大災害の被害についても話をする。 ※資料(1)「日本における2000年代及び2010年代<2017まで>の災害について」を参照。</p>	10分
展 開	<p>○災害の怖さ</p>  <p>○災害にあう前の準備と災害にあった時の対応</p> 	<p>○写真や動画を見て、災害の現実を理解する。</p> <p>○実際にどのような防災や避難が行われているか、どのような課題があるか等について話を聞く。</p> <p>○防災について考え、災害が起こったときどのような対応をとって避難するのかを考える。 ※班で話し合う</p>	<p>○写真や動画を見せて、災害の現実を理解させる。 ※資料(2)「台風24号<2018年>・台風25号<2018年>・西日本豪雨<2018年>の被害状況」を参照。</p> <p>○実際にどのような防災や避難が行われているか、どのような課題があるか等について話を聞かせる。</p> <p>○実際に発生した課題を伝え、今後に生かすことを意識させる。 ○グループで話し合い(全員が発言する)、班長を中心に、意見をまとめる。</p>	<p>10分</p> <p>10分</p> <p>10分</p>

	学習内容	学習活動	指導上の留意点	配当時間
ま と め	<p>○本時のまとめをする。</p> 	<p>○本時の学習でどう いうことを考えたの かを自分で振り返る。</p>	<p>○本時の学習で災害 の怖さを知り、命の大 切さを理解し、自らを 守る意識を持たせる。</p>	5分

6. 添付資料

資料（1）日本における2000年代及び2010年代<2017まで>の災害について

【2000年代】

- 有珠山噴火：2000年3月31日に噴火した。地殻変動により周辺地域に被害が相次ぐ。死傷者なし。
- 三宅島噴火：2000年6月26日に噴火した。この噴火以降火山性地震が相次ぎ、後に全島避難に。死傷者なし。
- 平成12年台風14号：2000年9月11日～12日にかけて東海地方で記録的大雨となり、名古屋市など愛知県・岐阜県を中心に大規模浸水（東海豪雨）。死者10人。
- 鳥取県西部地震：2000年10月6日に発生したM7.3の地震。兵庫県南部地震と同規模であった。
- 2001年芸予地震：2001年3月24日に発生したM6.7の地震。特に広島県西部で被害が顕著であった。
- 宮城県北部地震：2003年7月26日に発生したM6.4の地震。宮城県で3回にわたり最大震度6弱～6強を観測。
- 2003年十勝沖地震：2003年9月26日に発生したM8.0の巨大地震。津波に飲まれて死者行方不明者2人。
- 平成16年の台風：台風16号が8月30日～31日、18号が9月7日、23号が2003年10月19～21日にかけて日本全国に暴風・大雨・高潮の被害をもたらした。3つ合計で死者不明者160人。23号は2000年以降では最悪の台風被害である。この年は台風上陸がとて多く、これ以外の台風でも各地で被害が出ている。

- 新潟県中越地震：2004年10月23日に発生したM6.8の地震。21世紀に入って初めて震度7を記録した地震である。死者68人。
- 福岡県西方沖地震：2005年3月20日に発生したM7.0の地震。阪神大震災以降に政令市（福岡市）で震度6以上を観測した地震。死者1人。
- 平成17年台風14号：2005年9月5日～8日にかけて台風とそれに連なる前線の影響によって各地で大雨となった。湯水に陥っていた高知県の早明浦ダムなどでは貯水率が1日で0%から100%へ回復した。
- 平成18年豪雪：2005年11月から2006年2月にかけて発生した豪雪。死者行方不明者150人以上。
- 北海道竜巻災害：2006年11月7日に北海道佐呂間町で大規模な竜巻が発生。死者9人。
- 能登半島地震：2007年3月25日に発生したM6.9の地震。
- 新潟県中越沖地震：2007年7月16日に発生したM6.8の地震。
- 平成20年茨城県沖地震：2008年5月8日に発生したM7.0の地震。
- 岩手・宮城内陸地震：2008年6月14日に発生したM7.2の地震。土砂災害が多発した。
- 岩手県沿岸北部地震：2008年7月24日に発生したM6.8の地震。
- 駿河湾地震：2009年8月11日に発生したM6.5の地震。東名高速道路が路肩崩落により通行止となり、お盆の帰省ラッシュに大きな影響が出た。

【2010年代】

- 2010年元日豪雪：前年12月31日から1月2日にかけて北陸地方・山陰地方において大雪。特急列車が30時間以上立ち往生し、Uターンラッシュにも影響。
- 2010年チリ地震：1960年と同じく日本に津波が襲来。予想された津波よりは小さいものであったため、翌年の東日本大震災における津波からの避難遅れに繋がったと言われている。
- 新燃岳噴火：2011年1月26日から噴火、その後噴火の規模が大きくなった。4月中旬の噴火以降は沈静化。
- 東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）：2011年3月11日に発生したM9.0の巨大地震。（国内観測史上最大の地震）最大震度7。東日本の太平洋沿岸部に大津波が襲来し多大な被害を与えた。福島第一原子力発電所事故も発生するなど、日本は戦後最大ともいえる国難に直面した。

- 長野県北部地震（栄村大震災）：2011年3月12日に発生したM6.7の地震。長野県栄村では震度6強を記録しており、家屋の倒壊や土砂崩れなどの被害を受けた。
- 福島県浜通り地震：2011年4月11日に発生したM7.0の地震。東北地方太平洋沖地震で誘発された余震。福島県いわき市で震度6弱を記録。また同市で土砂崩れにより3人が死亡した。またこの地震で復旧中の電力が途絶し最大約21万戸が停電した。翌日、同じような場所と深さでM6.4、最大震度6弱の地震が発生したが、この地震で誘発されたと思われるもので、厳密には別の地震である。
- 平成23年台風12号：2011年9月2日～3日にかけて、西日本各地に大雨を降らせた。特に紀伊半島の奈良県南部・和歌山県で被害が大きかった。死者・不明者92人。
- 2012年関東竜巻災害：5月6日、茨城県などで大規模な竜巻が発生。多数の建物に被害。死者1人。
- 2013年猛暑：8月上旬から中旬にかけて全国的に猛暑となり、高知県四万十市江川崎で当時国内観測史上最高となる最高気温41.0℃を観測した。各地で熱中症による救急搬送も多数あった。
- 平成25年台風26号：東京都の伊豆大島にて記録的な大雨による土石流が発生。集落を飲み込み死者行方不明者39人。
- 平成26年豪雪：普段は雪の少ない太平洋側でも大雪となり、首都圏などでスリップ事故が相次いだ。特に岐阜県・山梨県・長野県では大雪で孤立する集落が相次いだ。特に鉄道の立ち往生が相次ぎ、中央本線では丸2日以上止まっていた列車もあった。
- 2014年広島市土砂災害：2014年8月20日に広島市北部の安佐北区・安佐南区の複数箇所にて大規模な土砂災害が発生。土石流などで死者74人・家屋の全半壊255軒。広島市内の地質が影響し被害が拡大した。
- 2014年御嶽山噴火：2014年9月27日11:52、登山客が山頂に多数居る時間に突然噴火。多くの登山客が巻き込まれた。死者57人。
- 平成28年熊本地震：2016年4月14日21:26に前震（M6.5）が発生し、最大震度7を益城町で観測。その後、4月16日に本震（M7.3）が発生し、熊本県益城町（2回目）、西原村で最大震度7を観測したほか、熊本県と大分県の広範囲で震度6強～6弱を観測。なお、本震の際には大分県中部でも誘発地震が同時発生していた。
- 熊本県阿蘇地震：2016年4月16日3:55に発生したM5.8の地震。平成28年熊本地震に誘発された地震。熊本県産山村で最大震度6強を観測。熊本地震の本震で震度6強の揺れに見舞われた南阿蘇村などでは、被害の拡大を招いた。

○大分県中部地震：2016年4月16日7:11に発生したM5.3の地震。平成28年熊本地震に誘発された地震。大分県由布市で最大震度5弱を観測。熊本地震の本震（ほぼ同時発生した大分県中部の誘発地震）で震度6弱の揺れに見舞われた由布市・別府市などでは、被害の拡大を招いた。

○平成28年（2016年）台風第7号、第11号、第9号、第10号及び前線による大雨・暴風：2016年8月16日～8月31日に発生した台風及び北海道地方に停滞した前線による大雨により死者25名、住屋倒壊や浸水などの水害、農作物への甚大な被害（ポテトチップス用のジャガイモ、トウモロコシ、玉ねぎなど）をもたらした。

○平成29年7月九州北部豪雨：2017年7月5日～6日、福岡県と大分県で集中豪雨。死者行方不明者42人。

資料（2）台風24号<2018年>・台風25号<2018年>・西日本豪雨<2018年>の被害状況

①台風24号（2018年）の被害状況

（i）資料

内閣府（<http://www.bousai.go.jp/updates/h30typhoon24/index.html>）

国土交通省（<http://www.mlit.go.jp/saigai/>）

厚生労働省（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000212377_00001.html）

（ii）画像・動画

（<https://search.yahoo.co.jp/video/search?rkf=2&ei=UTF-8&dd=1&p=2018%E5%B9%B4+%E5%8F%B0%E9%A2%A824%E5%8F%B7>）

②台風25号（2018年）の被害状況

（i）資料

内閣府（<http://www.bousai.go.jp/updates/h30typhoon25/index.html>）

国土交通省（<http://www.mlit.go.jp/saigai/>）

（ii）画像・動画

（https://search.yahoo.co.jp/video/search;_ylt=A2RimE4PKMxb308AkimHrPN7?p=2018%E5%B9%B4+%E5%8F%B0%E9%A2%A825%E5%8F%B7%E5%8B%95%E7%94%BB&aq=-1&oq=&ei=UTF-8）

③西日本豪雨（2018年）の被害状況

（i）資料

内閣府（<http://www.bousai.go.jp/updates/h28tuyu/index.html>）

国土交通省（http://www.mlit.go.jp/saigai/saigai_180703.html）

厚生労働省（<https://www.mhlw.go.jp/content/11201250/000337447.pdf>）

（ii）画像・動画

https://search.yahoo.co.jp/video/search;_ylt=A2Rivb4hKMxb_0IAgz6HrPN7?p=2018%E5%B9%B4+%E8%A5%BF%E6%97%A5%E6%9C%AC%E8%B1%AA%E9%9B%A8%E3%80%80%E5%8B%95%E7%94%BB&aq=-1&oq=&ei=UTF-8

人権教育 学習指導案

【 自己認識 】

指導者（大賀康平・今井智紀）

*本授業は、「総合的な学習の時間」を活用して実施します。

1. 対象学年

小学校 高学年

2. 実施場所

教室

3. テーマ

自分の「もちあじ」について、考えてみよう！ 自己を見つめ直し、自らを高めていこう！

4. 教材及び資料等

- (1) ワークシート1 【 ~さんの「もちあじ」 】
- (2) ワークシート2 【 私の「もちあじ」 】
- (3) ワークシート3 【 私が、将来、持ちたい（欲しい）「もちあじ」 】
- (4) ワークシート4 【 本時の授業で学んだことを、これからどう生かしていくのかについて記入しましょう。 】

5. 学習指導計画

(1) テーマの目標

- ①「もちあじ」の意味を知る。
- ②自分の「もちあじ」について考え、お互いの「もちあじ」を伝え合う。
- ③他者にかかわりあうことで、お互いの「もちあじ」を知り、気づき、さらに自分の生きる力にしていく。

(2) 学習の展開

【 学 習 の 展 開 】

	学習内容	学習活動	指導上の留意点	配当時間
導 入	○他者からみた自分の「もちあじ」の理解	○2名1組になって、相手の「もちあじ」や良いところを【ワークシート1】に記入して、相手に渡す(交換する)。 (2名1組の決め方は、クラスであらかじめ話し合っておく。前回の授業で決めておく。) ○他者からみた自分の「もちあじ」について知る。	○教員は前回の授業で「もちあじ」の意味を教えておき、本時で再度、確認をする。 ○教員は、クラスの1名を選び、その児童の「もちあじ」や良いところをクラスみんなに話すことにより見本を見せる。 ○引っ込み思案や積極的でない児童に対しては、教員がかかわって促す。	8分

	学習内容	学習活動	指導上の留意点	配当時間
展 開	○自分の「もちあじ」の理解と認識	○自分の「もちあじ」を【ワークシート2】に記入する。導入で行った、他者から伝えられた「もちあじ」も参考にする。 ○各班で交流する(発表し合う。)	○考えつかない人、困っている人がいたら教員は、ヒントを提供する。(先生だったら…) ○自分の「もちあじ」を考える際に根拠となる出来事やエピソードも記入させる。 ○交流方法や運営は、各班に任せる。	7分 8分
	○自分の欲しい「もちあじ」の検討	○自分の欲しい「もちあじ」について考え、【ワークシート3】に記入する。 ○各班で交流する(発表)。	○考えつかない人、困っている人がいたら教員は、ヒントを提供する。(先生だったら…) ○自分の欲しい「もちあじ」を考える際に、その理由も記入させる。 ○交流の運営は各班に任せる。	7分 8分
ま と め	○本日の振り返り	○本時の内容に関し、自分の「もちあじ」を知り、将来に向かって欲しい「もちあじ」を考えたことで、本時授業で学んだことをこれからどう生かしていくかについて、【ワークシート4】に記入する。	○本時のまとめを簡単にした上で、学んだことをこれからどう生かしていくかについて、【ワークシート4】に記入させる。次回の授業で、【ワークシート4】をもとに、児童に発表をさせ、「もちあじ」を考えることが、自己認識や他者との関係構築に重要なことをクラスで共有する。	7分

6. 添付資料

【ワークシート1】

【ワークシート2】

【ワークシート3】

【ワークシート4】

【ワークシート1】

【ワークシート1】 [] さんの「もちあじ」
* [] さんの「もちあじ」を記入して、本人へ渡しましょう。
そう思った出来事があればそれも簡単に書きましょう。

[] さんの「もちあじ」	そう思った出来事

【ワークシート2】

【ワークシート2】 私の「もちあじ」

	私が思う自分の「もちあじ」を 簡単に書きましょう	自分が「もちあじ」と思った 出来事を簡単に書きましょう
1		
2		
3		

【ワークシート3】

【ワークシート3】
私が、将来、持ちたい（欲しい）「もちあじ」

	あなたが、将来、持ちたい（欲しい） 「もちあじ」を簡単に書きましょう	あなたが、将来その「もちあじ」を 持ちたい（欲しい）理由を簡単に 書きましょう
1		
2		
3		

【ワークシート4】

【ワークシート4】
本時の授業で学んだことを、これからどう生かしていくのか
について記入しましょう。

人権教育 学習指導案

【 協調・協働 】

指導者（川勝陽祐・赤星廣大）

*本授業は、「総合的な学習の時間」を活用して実施します。

1. 対象学年

小学校 高学年

2. 実施場所

体育館

3. テーマ

スポーツを通してクラスメイトと協働する ～ 他者との協調・協働の大切さに気付く ～

4. 教材及び資料等

(1) 体ほぐし運動 (<https://www.youtube.com/watch?v=TUG7daXPci0>)

(2) 資料【リバーシ・鬼ごっこ】

(3) 資料【スポーツ・鬼ごっこ①】・【スポーツ・鬼ごっこ②】

※「鬼ごっこ」を取り上げた理由

「鬼ごっこ」は、運動神経や体型、性別といったものに関係なく楽しめる遊びであり、最近では「スポーツ鬼ごっこ」として、学校体育、社会体育、スポーツの基礎体力及びコミュニケーション能力の向上に取り入れられている。また「鬼ごっこ」には、ルールが多様で数えきれないほどの種類が存在する。鬼ごっこは遊びの原点であり、スポーツの原点であるということも言われている。この「鬼ごっこ」という楽しい身体活動を通して、チームが勝利するためにみんなで戦略を立て行動するプロセスを通して、協働・協調の理念が具現化されることを期待して実施するものである。

5. 学習指導計画

(1) テーマの目標

スポーツを通して、お互いの個性と良さを尊重し、協調・協働してチームの勝利という目標に向かって行動できるようになる。

①スポーツ鬼ごっこを通して、チーム内の声掛けや戦略をみんなで助け合いながら行う。

②スポーツ鬼ごっこを通して、チームワークを向上させる。

③スポーツ鬼ごっこを通して、考える力・創造力・想像力を鍛える。

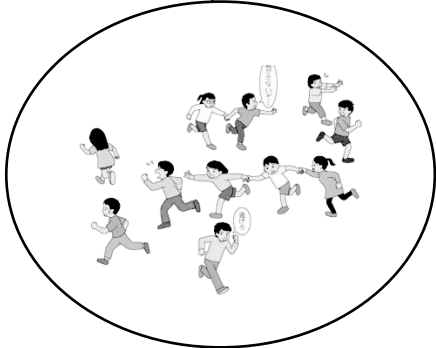
※どうすれば勝てるのか、という問いを自然にチームメイトと考えることができる。

(2) 学習の展開

【 学 習 の 展 開 】

	学習内容	学習活動	指導上の留意点	配当時間
導 入	○体ほぐし体操 (準備体操)	○体ほぐし運動(準備体操)を全員で行う。	○隊列を乱させないように指導する。体をよくほぐすように指導する。	5分

	学習内容	学習活動	指導上の留意点	配当時間
展 開	○手つなぎ・鬼ごっこ	○手つなぎ・鬼ごっこをする。 ※各班の対抗戦 ※1試合、2分。	○手つなぎ・鬼ごっこを説明する。 ○授業を通して、児童に協調・協働の大切さを伝える。 ○集団スポーツにおいては、一人では活動が出来ないことを実感し、他者との協調・協働の大切さを実感させる。 ○リーダーを中心に全員の参加で、作戦会議を成立させる。 ○各班のメンバー全員で、戦略をたてる。	10分
	○リバーシ・鬼ごっこ	○リバーシ・鬼ごっこをする。 ○作戦会議をする。 ※各班の対抗戦 ※1試合、2分。	○リバーシ・鬼ごっこを説明する。 ○授業を通して、児童に協調・協働の大切さを伝える。 ○集団スポーツにおいては、一人では活動が出来ないことを実感し、他者との協調・行動の大切さを実感させる。 ○リーダーを中心に全員の参加で、作戦会議を成立させる。	10分
	○スポーツ・鬼ごっこ	○スポーツ・鬼ごっこをする。 ○作戦会議をする。 ※各班の対抗戦 ※1試合、2分。	○スポーツ・鬼ごっこの説明をする。 ○授業を通して、児童に協調・協働の大切さを伝える。 ○集団スポーツにおいては、一人では活動が出来ないことを実感し、他者との協調・行動の大切さを実感させる。 ○リーダーを中心に全員の参加で、作戦会議を成立させる。	15分



	学習内容	学習活動	指導上の留意点	配当時間
ま と め	○整理体操 ○振り返り	○整理体操をする。 ○振り返りをする。	○集団スポーツを通して、協調・協働の大切さに気付くことを促す。	5分

6. 添付資料

体ほぐし運動 (<https://www.youtube.com/watch?v=TUG7daXPci0>)

資料【リバーシ・鬼ごっこ】ルール、試合方法等

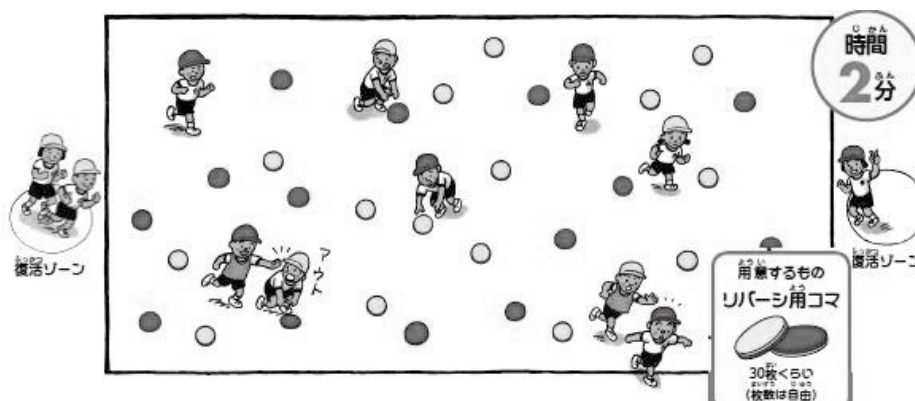
資料【スポーツ・鬼ごっこ①】・【スポーツ・鬼ごっこ②】 目標、ルール、試合方法等

資料 1

【リバーシ・鬼ごっこ】

* オニから逃げながら、リバーシを相手の色から味方の色にひっくりかえすあそび

1 人数に合わせてコート of 広さを決め、2つのチームに分ける

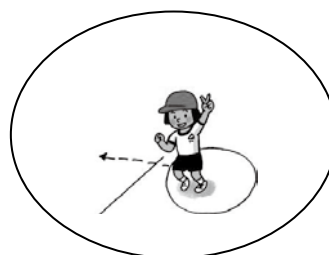


- 2 チームのリバーシカラーを決め、そのリバーシをコートに配置する
- 3 それぞれチームからオニを選ぶ
- 4 ゲームがスタートしたら、相手チームカラーのリバーシをひっくりかえして自チームカラーにする
- 5 相手チームのオニにタッチされたらアウト
一度コート of 外の「復活ゾーン」に戻ってからゲームに復帰できる
- 6 ゲーム終了時でリバーシの色が多いチームの勝ち



ここに注意！

× オニにタッチされたらアウト



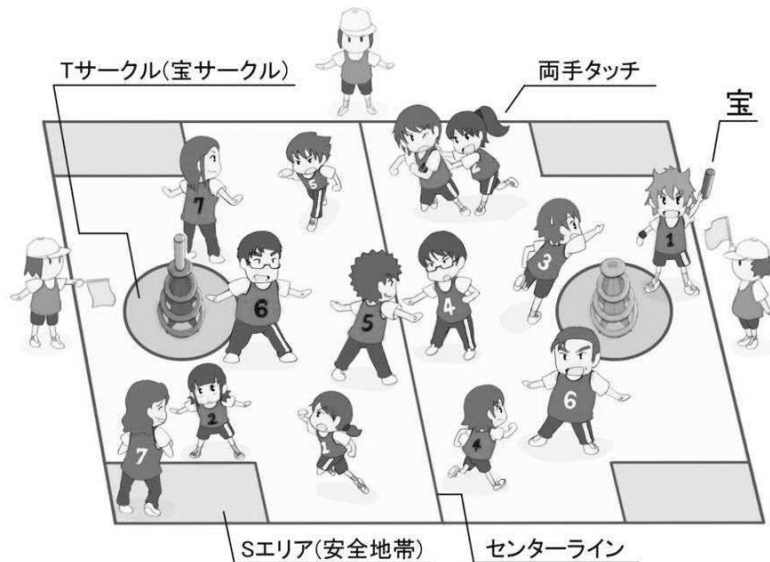
× コート of 外に出たらアウト

これもやってみよう・人数が多いときはオニの人数も増やして楽しませると運動量が増える

・オニをアウトにできる役として「桃太郎」をあいてにわからないように1人選んでおき、「桃太郎」にオニがタッチするとオニがコート of 外に一旦出るルールで楽しませる

資料 2

【スポーツ・鬼ごっこ】



基本ルール

- ① 時間内にトレジャー（宝）を多くハント（獲得）したチームが勝ちとなる。
- ② 相手のトレジャーを取りに行きながら、自陣の宝を守る。
- ③ タッチする時は、必ず両手でしっかりとタッチする。
- ④ Tサークルの内側には守りの選手は入ってはいけない。
- ⑤ センターラインを越えて敵陣に入り、相手にタッチされたら自陣の S エリアに戻れば、再スタートすることができる。
- ⑥ 敵陣の S エリアに入ると相手からタッチをされない。
- ⑦ タッチする時に、押したり、叩いたり、危険な行為はしてはいけない。

試合時間・プレイヤー数・審判員など

- 試合時間
5分間×2（ハーフタイム2分間）
- フィールドプレイヤー数
7人制
（1チーム10～12名編成）
- 審判員
主審1名・副審2名・スコアラー1名・（第2主審）

遊びの王様「鬼ごっこ」がスポーツに！

鬼ごっこスポーツ

1、青少年の健全育成・基礎体力の向上

「鬼ごっこ」を通じ、外で遊ぶことの楽しさを伝え、明るく元気で健康的な心身づくりを行います。また、全身運動を通しての基礎体力の向上を図ります。



2、コミュニケーション能力・チームワークの向上

年齢や性別に関係なく楽しむことができる。チーム間や世代間で声を掛け合ったり、戦術を考えたりしてコミュニケーションが生まれる。

3、運動が苦手な子どもや大人のためにスポーツの場を提供

運動神経のあるなしに関わらず、みんなで同じ楽しさを共有出来る。運動する機会のない子どもも気軽に参加できる。



4、子ども達の考える力や創造力・想像力を鍛える

あくまでスポーツという位置づけの「鬼ごっこ」。スポーツということは必然的に勝ち負けが付く。そうなれば、どうすれば【勝てるのか?】を自然とチームメイトと考えるようになる。

人権教育（総合的な学習） 学習指導案

【 探検、わたしたちの町の仕事 】

（労働観）①

～ 単元計画 ～

指導者（省略）

1. 対象学年（小学校高学年）

子どもたちは、自分たちの住む町には多くの仕事があることに、これまでの学習（生活科・社会科）で気づいている。そこで、本学習では働く人の思いや願いについてインタビューを行い、労働と生活についての理解を深めさせる。そして、労働によって生活を高めようとする意欲を育てる。また、家庭の仕事の意義について考えさせ、男女共同参画社会（性別役割分担の問題）に変わりつつあることに気づかせる。

2. 実施場所

校区にある工場、スーパー、商店街、ホテル、テナントの入っているビル、公共施設など

3. テーマ

- (1) 自分たちの生活が多くの人たちの仕事（労働）によって成り立っていることに気づくとともに、どの仕事にも働く人たち家族の生活や地域をよりよくしようとする願いが込められていることに気づく。
- (2) 女性も社会進出していることに気づかせる。

4. 教材及び資料等

- (1) 自分たちの保護者の仕事調べ。
- (2) 中学年の地域教材（社会科副読本～岡垣町編）
- (3) 町の地図～商業ゾーン、工業ゾーン、住宅ゾーン、など。

5. 学習指導計画

(1) テーマの目標

- ①自分たちの住む町には、多くの仕事があり、そこで働く人々と自分の生活が支えられていることに気づく。
- ②自分の家庭や調べた職種により、性別役割が合理的か考える。
- ③自分の町をよりよくするために何が必要か、何ができるかを考える。
- ④インタビューや将来の仕事について考えることを通して、コミュニケーション能力や自己認識を高める。

(2) 学習の展開

【 単元計画 全10時間 】

	学習内容	学習活動	指導上の留意点	配当時間	備 考
導 入	1 単元で仕事について調べることをつかむ。 ・自分の将来なりたい仕事 ・保護者の仕事についてインタビューする。	○保護者に仕事について、インタビューをする。 ・自分の将来なりたい仕事を発表する。	○通信などで、事前に保護者に知らせておく。 ・家庭での仕事(洗濯)なども項目に入れる。 ・病休や現在無職の保護者の子どもへは、以前の仕事などを聞く。	1 時間	家庭調査表などで実態把握をしておく。
展 開	1 自分の周りにどんな仕事があるか調べよう。 ・保護者の仕事 ・町で見た仕事	○どんな仕事があるかこれまでの学習や保護者のインタビューをもとに出し合う。	○商店、スーパーマーケットなど。 ・オフィスやセールスなど見えにくい仕事の助言をする。	1 時間	・学校の周りから考える。 ・岡垣マップなどを活用する。
	2 グループ分けをしよう。	○地図に出し合った仕事の場所に印をつける。 ・商業ゾーン(お店) ・工業ゾーン	○安全面など。 ・グループには、リーダーになる子どもを入れる。	1 時間	
	3 インタビューする内容を考えよう。 ・あいさつ ・項目など ・仕事発見の約束ごとを考える。	○インタビューする内容は具体的にする。 ・内容、時間、 ・仕事を選んだ理由 ・仕事に対する、思い、苦勞、願いなど。(労働観)	○インタビューする時のマナーについても考える。 ・相手の了解を得ることなど。 ・ロールプレイでインタビューの練習をする。	1 時間 (本時)	
	4 仕事探検に出よう。 ・出発式をする。 ・グループごとに出かける。	○グループごとに出発する。 ・時間までに戻るようにする。	○仕事探検の約束を確認させる。 ・約束ごとは、印刷して渡す。 ・デジタルカメラやリーダーに腕時計をもたせる。 ・校区内を中心に周ることを知らせておく。	2 時間	・探検バッグ ・記入シート など

	学習内容	学習活動	指導上の留意点	配当時間	備考
ま と め	5グループごとにまとめをし、発表する。 ・発表以外のグループは、メモを取るようにする。	○模造紙などにまとめる。 ・写真やカットを入れる。 ・まとめを通して、グループで発表の分担を決める。	○調べたことを分担してまとめさせる。 ・グループ全員が活動することを伝える。 ・発表が苦手な子には、分担などを助言する。	2時間	・模造紙写真など (プレゼン形式を 考えてもよい)
	6学習のまとめをする。 ・仕事の大切さ ・将来への展望など。	○まとめる ・働く人の思いや願い。 ・インタビューで心に残ったことばを書く。	○まとめる ・労働の意義や価値、自分との関わり。 ・自分の将来などの作文を書かせる。(国語)	2時間 (内1時間は、国語で実施してもよい。)	

人権教育 学習指導案

【 探検、わたしたちの町の仕事 】

(労働観) ②

～学習指導案～

指導者 (省略)

1. 対象学年 (小学校高学年) ※本時 (4/10)

本時では、探検する仕事のインタビューを考えることを通して、仕事や働くということの価値や自分との生活のつながりを考える。また、ロールプレイなどを通してコミュニケーション能力を高める。

2. 実施場所

6年 (教室)

3. テーマ

- (1) インタビュー内容を考えることを通して、労働と自分たちの生活との関わりを考える。
- (2) ロールプレイなどを通して、コミュニケーション能力を高める。

4. 教材及び資料等

- (1) 前時までに作成した地図、岡垣マップ
- (2) インタビューノート<プリント>
- (3) キッチンタイマー<話し合う時間をセットする>

5. 学習指導計画

(1) テーマの目標

- ①インタビュー内容を考えることを通して、労働と自分たちの生活との関わりを考える。
- ②ロールプレイなどを通して、コミュニケーション能力を高める。

(2) 学習の展開

【 学 習 の 展 開 】

	学習内容	学習活動	指導上の留意点	配当時間
導 入	1 前時の学習を振り返り、本時のめあてをつかむ。 ・グループ分けをした。 ・地図を作った。	・学習資料をみる。 めあて <インタビューする内容を考えよう>	・単元全体で、学習資料などはファイルしておく。 ・めあては、声に出して書かせる。	5分

	学習内容	学習活動	指導上の留意点	配当時間
展 開	2 インタビューする内容を考える ・個人で考える。	・個人で考え、付せん紙に書く。	・机間指導をし、書けない子には、助言する。	8分
	3 グループで出し合う。 ・インタビュー内容を出し合い、グループでまとめる。	・付せん紙で、同じような内容は重ねる。 ・インタビューノートをまとめ、記入する。	・労働観の観点から助言する。 (苦勞・思いや願いなど) ・内容は、教師がまとめ、必要な点は補足する。 (安全面・隊長など)	10分
	4 約束ごとを考える。 ・働く人の立場から。 ・カメラ係、リーダーなどを決める。	・あいさつ ・質問していいですか など	・机間指導を行い助言する。(よいところは、ほめる)	8分
	5 働く人、聞く人に別れて各グループでインタビューのロールプレイをする。	・ロールプレイで気づいた点は、お互いに指摘し合う。 ・交代で実施する。		8分
ま と め	6 次時は聞き取りに行くことを知る。	・次時の内容について知る。	・体調、安全面に気をつけるように話す。	6分

6. 添付資料

岡垣マップの拡大図
プリントなど

人権教育 学習指導案

【 科学的認識 】

指導者（石原航樹・川上滝盛）

*本授業は、「総合的な学習の時間」を活用して実施します。

1. 対象学年

小学校 高学年

2. 実施場所

教室

3. テーマ

事実と意見（認識）

4. 教材及び資料等

(1) ミドリガメ [実物、写真、動画]

(2) 資料

①ワークシート [ミドリガメに関するクイズ]

②ミドリガメの異常繁殖問題 [新聞記事]

③ミドリガメが増えることは、なぜ、いけないのか？ [大学教員のコラム]

(3) 備品 [ホワイトボード、ペン]

5. 学習指導計画


(1) テーマの目標

本授業で、事実と意見（認識）の違いについて、児童が理解することを目標とする。事実に基づく情報をもとに、他者やものごとについて判断ができるようにする。生き物をペットとして飼うことは楽しい。しかし、その生態を知ることによって社会的課題として考えさせられることもある。本授業は、ミドリガメを事例に考える。ミドリガメは、幼体の時はかわいいので飼いたくなるという児童も多いのではないだろうか。見た目のかawaiiさだけではなく、生態系や農産物に深刻な影響を与えており、広い視野からの児童の科学的認識の涵養が望まれる。複眼的な視点から見る事が出来るようにすることで、事実と意見（認識）を見分ける力を育みたい。

※ミドリガメ：米国原産。環境省は、生態系や農業被害などに配慮して2020年度をめどに輸入を禁止する方針。

(2) 学習の展開

【 学 習 の 展 開 】

	学習内容	学習活動	指導上の留意点	配当時間
導 入	○ミドリガメに対する 印象 	○ペットショップで売っている かわいいミドリガメの実物、写 真、動画を見る。 ○ミドリガメを見て、飼いた いか、飼いたくないかを考える。	○ミドリガメの実物、写真、動画 により、児童がミドリガメを身 近に感じられるように配慮す る。	5分

	学習内容	学習活動	指導上の留意点	配当時間
展 開	○ミドリガメを題材にした事実と意見(認識)の探求	○クイズに取り組む。(ミドリガメについての雑学的クイズ) ※資料1(クイズ)	○クイズ用紙[ワークシート]を児童に一人一枚ずつ配布する。クイズ形式にすることでより興味を持たせる。	5分
		○正解発表を聞く。 ○ミドリガメの異常繁殖問題を知る。 ※資料2(ニュース) ※資料3(大学教授の話)	○ミドリガメが引き起こす病気や異常繁殖問題を話して聞かせる。	10分
		○クイズの結果やミドリガメの生態を知ったうえで、ミドリガメを飼いたいという気持ち、また授業前との気持ちの変化についてグループで話し合う。	○本時の授業前とクイズの結果やミドリガメの生態を知った後で、意見がどう変わったかを、班長を中心に話し合わせる。	10分
		○グループを代表して、話し合った内容を班長が発表する。	○班長に自分たちの班の意見について発表させる。教員が、ホワイトボードに、その内容を板書し、その内容をクラスで共有する。	10分
ま と め	○本時の総括 事実と意見(認識)の定義	○事実と意見(認識)の定義を知る。	○事実と意見(認識)の定義づけをする。 (1)事実とは ①実際にあった事柄 ②現実にある事柄 意見(認識)とは ある物事に対して持つ ①判断 ②感情	5分

6. 添付資料

資料1 ミドリガメに関するクイズ [ワークシート]

資料2 ミドリガメの異常繁殖問題 [新聞記事]

資料3 ミドリガメが増えるとなぜいけないのか? [大学教授の話]

資料1 【ミドリガメに関するクイズ】

クイズの問題	
第1問	ミドリガメは、成長するにつれ、狂暴になる場合もあると言われている。 ①YES [] ②NO []
第2問	ミドリガメは、飼い主になつくことが少ないという指摘もある。 ①YES [] ②NO []
第3問	ミドリガメは、水を頻繁に変えないと、水を飲まなくなり、死んでしまう場合もある。 ①YES [] ②NO []
第4問	ミドリガメの水槽にはサルモネラ菌が繁殖する場合がある。サルモネラ菌は、人体に入ると酷い腹痛などを引き起こす大変危険な菌である。 ①YES [] ②NO []
第5問	ミドリガメは寿命が長いだけではなく、大きさもどんどんパワーアップする。成長したミドリガメは最大で30cmになる場合がある。 ①YES [] ②NO []

資料2 ミドリガメの異常繁殖問題

明石市は25日、同市大久保町の谷八木川で異常繁殖している外来種ミシシッピアカミミガメ（ミドリガメ）を除去・捕獲する「防除調査」をしたところ、1カ月間の捕獲数が1634匹に上ったと発表した。アカミミガメは繁殖力が強く、各地で日本固有の生態系に影響を与えている。こうした試みは全国初という。

市は5月13日から今月15日まで、谷八木川の23地点に専用網を設置。アカミミガメを含むカメを捕獲し、生息状況を調べた。捕獲総数は3247匹で、アカミミガメ以外では、中国からの移入種クサガメが1562匹、スッポン27匹、日本固有種のニホンイシガメ19匹、カミツキガメ、雑種などが5匹だった。イシガメと、クサガメは川に返し、アカミミガメは神戸市立須磨海浜水族園内の淡水ガメ保護研究施設「亀楽園」に収容した。アカミミガメが大量繁殖している原因について、市は「閉店したペットショップが売れ残ったミドリガメを捨てた」という話が伝わっているが、定かではない」としている。市は7月から9月にかけて、川の生物の状況を検証する「効果確認調査」を引き続き進める。今回の調査を委託された日本ウミガメ協議会の亀崎直樹会長（57）は「谷八木川ではアカミミガメが繁殖し過ぎて、水草がほとんどなくなっていた。在来種のイシガメは生息地を占拠された状況だ。河口付近でアオサなどを食べて生息しているアカミミガメもいて、海を伝って分布していく懸念もある」と指摘している。

（共同通信2016年5月）

資料3 ミドリガメが増えるとなぜいけないのか？

矢部隆・愛知学泉大学教授、環境省野生生物課外来生物対策室

ミドリガメは夜店から消えちゃうの？ やっかいものだから、輸入できなくなるって聞いたよ。池で日なたぼっこしている姿を見ると、そうは思えないけどな。どんな悪さをしているのかな。

■日本のカメや植物に悪い影響があるんだ

ミドリガメの正式な名前はミシシッピアカミミガメだ。もともとはミシシッピ川がある米国東南部などに分布している。子どものときはきれいな緑色をしているから、ミドリガメと呼ばれているよ。都会の公園の池や川で見かけるのはほとんどがこのアカミミガメだ。環境省（かんきょうしょう）は輸入などを禁止する考えで、いずれペットショップや夜店などで売れなくなる。正式に決まれば、前から飼（か）っているカメはOKだけど、新たに飼うことや子どもを産ませるのもできなくなるよ。同じように被害（ひがい）が広がった南アフリカや韓国は輸入を禁止した。日本に輸出している米国でも、子ガメの国内販売は禁止されている。アカミミガメのような外国から持ち込まれた生物を「外来種（がいらいしゅ）」と呼ぶ。このカメが増えると何が問題なのか。まず、日本にずっといる「在来種（ざいらいしゅ）」のイシガメのすみかやエサをうばうことだ。アカミミガメはイシガメよりも大きく、食欲おう盛で水草や藻（も）のほか、野鳥の死がいなども食べる。動きもすばやい。一回に産む卵も10～20個と多い。多少水が汚くても生きていける。今では、都市部から農村まで全国のどこでも見かける。自然はその土地の気候や地形の影響を受けながら、動物同士や動物と植物などが食べたり食べられたりをくり返してバランスを保っている。アカミミガメが増えると、そのバランスがくずれてしまうんだ。いったんくずれると元にもどすのはむずかしい。もともといる生き物を食べたり、すみかをうばったりする外来種を「侵略的（しんりゃくてき）外来種」と呼ぶ。レンコンなどの農産物を食いあらず被害（ひがい）も出ている。アカミミガメは特に問題なので「日本の侵略的外来種ワースト100」や「緊急（きんきゅう）対策外来種」に入っている。だけど、このカメがこれだけ全国に広がったのは人間のせいなんだ。1950～60年代にミドリガメを飼（か）うことが大流行した。怪獣（かいじゅう）映画のモデルになったり、おかしな景品として全国の子どもの送られたりしたためだ。最も多いときは、米国で人工的に増やしたカメが1年に100万匹も輸入されていたそうだ。ミドリガメはこうらの長さが4～5センチメートルだけど、大人になるとオスは最大で20センチメートル、メスは28センチメートルに育つ。世話できなくなって捨てられたカメが各地で増えていった。

（日経プラスワン2016年2月6日付）

人権教育 学習指導案

【 国際理解 】

指導者（岩下大吾・佐々木悠祐）

*本授業は、「総合的な学習の時間」を活用して実施します。

1. 対象学年

小学校 高学年

2. 実施場所

教室

3. テーマ

オリンピックにおける日本の競技力の特徴と課題

4. 教材及び資料等

- (1) 世界地図と世界の主要スポーツの写真
- (2) スポーツウェア（ユニフォーム）・スポーツ用具
- (3) オリンピックの成績に関する諸資料

5. 学習指導計画

オリンピックや国際大会（WC）等の世界規模の大会における日本の競技スポーツの特徴と課題を探り、今後の日本人選手が多くの種目で活躍するための方法を考える。

(1) テーマの目標

- ①世界のスポーツに関心を持つ。
- ②オリンピックの成績に関する諸データを理解する。
- ③日本の競技スポーツの特徴（身体的特性・文化・思想等）を理解した上でその課題を認識し、未来の日本人選手が世界で活躍できる競技力の向上について考える。

(2) 学習の展開

【 学 習 の 展 開 】

	学習内容	学習活動	指導上の留意点	配当時間
導 入	<p>○各国で人気のあるスポーツ</p> 	<p>○スポーツウェアやスポーツ用品に触れ、世界で人気のあるスポーツを身近に感じる。</p> 	<p>○世界の人気スポーツに関心を持たせる。 ※サッカー・ラグビー・陸上・柔道などのスポーツウェアやスポーツ用品を用意する。</p> 	5分
展 開	<p>○国別の人気スポーツ</p>	<p>○各国の人気スポーツを理解する。資料① ○クイズ形式でスポーツ又は国名を当てる。また、なぜそのスポーツがその国で人気があるのかを考える。</p> <p>資料1 (世界地図)</p>  <p>(スポーツの写真) 例)サッカー・ラグビー</p> 	<p>○グループ毎に分かれて、クイズに挑戦させる。 ○正解したら、スポーツの写真を国の上に貼る。</p> 	10分

	学習内容	学習活動	指導上の留意点	配当時間
展 開	○各国の歴代オリンピック・世界大会の成績の把握	○配布資料(資料②)をもとに、オリンピック・世界大会の成績を考える。	○各国のスポーツの成績が客観的にとらえられるように資料を示す。	5分
	○日本のお家芸	○日本の得意なスポーツについて、配布資料(資料③④)を基に考える。	○集団スポーツ(例えば、ラグビー、サッカーなど)より個人スポーツに結果を出していることに注目させる。	10分
	○今後の日本人選手の活躍への期待	○成績やスポーツの特性を踏まえて、日本人選手の強いところ、また弱さを考えた上で、未来の日本人選手が活躍するための取り組み方をグループで検討し、代表者が発表する。	○パフォーマンスを上げるため食事(栄養)をバランスよくとること、トレーニング方法を工夫すること、戦術を立てることなどの取り組みの必要性に気付かせる。	10分
ま と め	○日本におけるスポーツの競技力	○各国のスポーツ(競技力)に関する現状を踏まえ、日本人選手が世界で活躍するために何をすべきか、外国人と日本人の身体的特性を考慮して科学的に考える。※個人で意見をまとめる。	○世界の中の日本というところをかたを前提に、身体的特性・文化・思想等の比較を通して、スポーツにおける国際的視野を涵養させる。	5分

6. 添付資料

資料① 【世界で競技人口の多いスポーツ】

資料② 【歴代夏季オリンピックのメダル数(総数)の国別ランキング】

資料③ 【バルセロナ五輪1992・北京五輪2012／20年間 競技種目別総メダル(金銀銅)数】

資料④ 【ロンドン五輪2012・リオ五輪2016／8年間 競技種目別総メダル(金銀銅)数】

資料①

【世界で競技人口の多いスポーツ】
<http://ranran-ranking.xyz/sports/>

	競技種目	競技人口	備考
1 位	卓球	8 億5,000万人	中国
2 位	バスケ	4 億5,000万人	
3 位	サッカー	2 億5,000万人	
4 位	クリケット	1 億5,000万人	インド・パキスタン
5 位	テニス	1 億1,000万人	
その他	野球・ラグビー・陸上競技・ゴルフ		

資料②

【歴代夏季オリンピックのメダル数（総数）の国別ランキング】
<http://olympic-enjoy.com/34.html>

順位	国	金	銀	銅	総数
1 位	アメリカ	1036	802	708	2546
2 位	ソ連	395	319	296	1010
3 位	イギリス	272	313	293	878
4 位	フランス	232	253	284	769
5 位	ドイツ	230	258	282	770
6 位	中国	227	162	154	543
7 位	イタリア	219	189	197	605
8 位	ハンガリー	178	154	173	505
9 位	ロシア	153	144	164	461
10位	東ドイツ	153	129	127	409
11位	スウェーデン	146	175	188	509
12位	オーストラリア	146	167	191	504
13位	日本	142	134	165	441
14位	フィンランド	106	86	120	312
15位	韓国	90	85	89	264
16位	ルーマニア	89	95	122	306
17位	オランダ	88	95	113	296
18位	キューバ	76	67	70	213
19位	ポーランド	69	87	134	290
20位	カナダ	64	104	135	303

資料③ 【バルセロナ五輪1992・北京五輪2012／20年間 競技種目別総メダル（金銀銅）数】

	競技種目	メダル獲得 (%)	合計 (%)
1	柔道	37%	86%
2	水泳	22%	
3	レスリング	13%	
4	体操	8%	
5	卓球	6%	

資料④ 【ロンドン五輪2012・リオ五輪2016／8年間 競技種目別総メダル（金銀銅）数】

	競技種目	メダル獲得 (%)	合計 (%)
1	柔道	24%	76%
2	水泳	23%	
3	レスリング	16%	
4	体操	8%	
5	卓球	5%	

II 資料編

1. 小学校学習指導要領（平成29年度告示）
「総合的な学習の時間」の目標（構成）
2. 福岡県教育委員会編 人権教育 副読本『かがやき』の活用
3. 岡垣町 人権教育・啓発基本指針（平成25年3月）

1. 小学校学習指導要領（平成29年度告示）

「総合的な学習の時間」の目標（構成）

総合的な学習の時間のねらいや育成を目指す資質・能力を明確にし、その特質と目指すところが何かを端的に示したものが、以下の総合的な学習の時間の目標である。

第1 目標

探究的な見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくための資質・能力を次のとおり育成することを旨とする。

- (1) 探究的な学習の過程において、課題の解決に必要な知識及び技能を身に付け、課題に関わる概念を形成し、探究的な学習のよさを理解するようになる。
- (2) 実社会や実生活の中から問いを見だし、自分で課題を立て、情報を集め、整理・分析して、まとめ・表現することができるようになる。
- (3) 探究的な学習に主体的・協働的に取り組むとともに、互いのよさを生かしながら、積極的に社会に参画しようとする態度を養う。

第1の目標は、大きく分けて二つの要素で構成されている。

一つは、総合的な学習の時間に固有な見方・考え方を働かせて、横断的・総合的な学習を行うことを通して、よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくための資質・能力を育成するという、総合的な学習の時間の特質を踏まえた学習過程の在り方である。もう一つは、(1)、(2)、(3)として示している、総合的な学習の時間を通して育成することを旨とする資質・能力である。育成することを旨とする資質・能力は、他教科等と同様に、(1)では総合的な学習の時間において育成を目指す「知識及び技能」を、(2)では「思考力、判断力、表現力等」を、(3)では「学びに向かう力、人間性等」を示している。

2. 福岡県教育委員会編 人権教育 副読本 『かがやき』の活用

今回の人権教育プロジェクトは、昨年度に岡垣町の小中学校で実施した人権意識調査の結果に基づき課題となった事項について、それを補う学習指導案及び資料の作成提供です。本人権教育プロジェクト（2017～2019）の全体を通じて、人権教育の目標を福岡県教育委員会が発行している副読本『かがやき』を参照して進めています。特に、人権の捉え方（認識と行動意図）、6つの指導目標、重点課題を活用しています。

以上の点を踏まえ、資料編におきましては、岡垣町の教員の皆様が、各小・中学校で今回学生が作成した学習指導案を活用される場合を想定し、その際の留意事項として福岡県教育委員会編『かがやき』の該当部分を資料として整理し掲載致しますので、その点を踏まえて学習指導案を活用していただければ幸いです。

（出典 p24～p27）

(1) 6指導目標と重点課題

指導目標と重点課題の設定によって、育成しようとする児童・生徒像を明確にするとともに、小・中・高等学校の12年間を見通した系統性・発展性のある教材開発や教材配当を行うこと、小・中・高等学校が共通した指導目標・評価の指標に基づいて協働実践を行うこと、各教科・領域等の個々の教育活動と同和教育（人権教育）の推進との関連を明確にすることを目指している。

6指導目標	重点課題
生命尊重	生命の尊厳に対する理解を深め、生命を大切にできる態度を育成する。
自己認識	自己を見つめ直し、自ら高めていこうとする意欲と態度を育成する。
協調・協働	互いの個性と良さを尊重し合い、協働・協調して生活を高めていく意欲と態度を育成する。
労働観	働くことの意義を理解させ、正しい労働観と職業観を育成する。
科学的認識	差別に対する科学的認識を高め、社会の矛盾や不合理を正していこうとする態度を育成する。
国際理解	それぞれの国の歴史と文化を理解し、国際的視野に立って平和な世界の実現に努めようとする態度を育成する。

(2) 『かがやき』の活用における配慮する事項

①全教科・領域等での活用

『かがやき』の作成にあたっては、同和教育（人権教育）が全教科・領域等で日常的・計画的に推進されるよう、素材や内容、構成を工夫するとともに、各教科、道徳、特別活動での活用例を「指導の手引き」に示している。『かがやき』を各教科、道徳の時間、特別活動、総合的な学習の時間で活用することによって、その教科・領域等の教育内容が豊かになると同時に同和教育（人権教育）の指導目標が達成されるよう、学校や地域の実態に応じて効果的な活用の仕方を工夫することが大切である。

②地域教材の開発と活用

同和問題をはじめとする人権問題を、身近な問題、自分に関わる問題として認識し、その解決のための知識・技能・態度を育成するために、これまでも各地で地域教材の開発とその教材化が行われてきた。また、新たに見いだされた史料（資料）や聞き取り等をもとに、本県の歴史研究にも新たな成果が見られる。これらの成果に基づいて、『かがやき』には、県内各地で開発された地域教材を収録している。福岡の歴史性や地域性に基づく地域教材の開発は、同和問題をはじめとする人権問題を児童生徒の身近に引き寄せるとともに、地域住民の一人として果たすべき役割について考える機会ともなる。さらに、地域教材の開発・活用によって、学校教育と社会教育が連携して同和教育（人権教育）を推進する可能性が生まれてくる。活用にあたっては、指導目標、地域や児童生徒の実態を踏まえ、地域素材を「教材化」という視点を重視して、効果的な学習方法の工夫をすることが大切である。

③様々な人権問題に関する学習

『かがやき』では、国際的な人権教育の潮流を踏まえ、多様な入り口・角度から人権問題に関する学習ができるようにしました。「人権教育のための国連10年福岡県行動計画」では、人権にかかわる重点的な課題として、同和問題、女性、子ども、高齢者、外国人、HIV感染者などに関する課題等をあげています。「人権の世紀」としての21世紀を担う人材を育成するというグローバルな視野に立って、同和問題をはじめとする人権問題を考えることが必要です。

④肯定的なセルフイメージの形成

『同和教育実態調査報告書』（平成4年）では、肯定的なセルフイメージの形成は「あらゆる教育の場で総合的に追求しなければならない」としています。『かがやき』では、肯定的なセルフイメージの形成を図るとともに、人間と自然、自己と他者、異なる文化等々の関係についての問題意識を喚起する教材や、生きることを励まし、コミュニケーションの意欲や学ぶ喜びを喚起する教材を提供しています。活用にあたっては、部落差別をはじめとした人権侵害の実態に学ぶとともに、協調協働の喜びを体験したり、生きることや学ぶことの意味に気付いたりする過程を大切に、コミュニケーションの能力や技能の育成を通して、肯定的なセルフイメージの形成を図ることが大切です。

⑤学ぶ意欲を育てる学習

『かがやき』では、学ぶ意欲・関心の喚起につながる体験・感動・葛藤・交流等の可能性をもった教材を提示している。また、シミュレーション・ロールプレイ・フォトランゲージ・ディベート・取材・劇化等、多様な体験活動や表現活動を伴う学習を創造することができるような工夫を行っている。さらに、ステレオタイプで一般的な意味しか持たない教材ではなく、多様な解釈や余地を持った教材を提示している。また、教材提示の仕方にも次のような工夫をしている。

教材提示の型	重点課題
問題提起型	教材本文では、ある問題（課題）を提起するにとどめ、学習活動を通して問題を整理したり、課題解決を図ったりすることをねらった教材。
あるべき姿提示型	なりたい自分、つくりたい関係などのモデルを提示し、現在の自分や諸関係を検証することをねらった教材。
活動提起型	学習活動を活動型・体験的参加型にするきっかけとしたり、自分もやってみようという意欲や関心を喚起したりすることをねらった教材。
共感・感動型	「すごい。すてきだ。」と思える人、もの、出来事を提示し、それらへの共感や感動を味わうことをねらった教材。
未知との遭遇型	日常では出会えないような事実、知識、考え方の枠組み等を紹介し、それまでの自分の世界が広がったり深まったりすることをねらった教材。
発想の転換型	これまで当たり前だと思っていたものの見方や考え方、発想などが変わり、新しい視点でものごとを見つめ考えていくようになることをねらった教材。

教材の特質を踏まえて、活用の工夫をすることが効果的である。

(3) 体験的参加型学習の活用

国際的な人権教育においては、人権文化の構築のためには、知識・技能・態度を総合的に育成していく必要があること、学習過程そのものが学習者の人権を大切にしたものではないことが重視されています。「人権教育のための国連10年行動計画」では、学習者の年齢や生活背景、学習集団の特徴やニーズを把握し、直接・間接体験を通じて得た気づきや発見をもとに、創造的で相互作用を活用した学習プログラムを開発することを提唱しています。また、「平和の文化に関する宣言と行動計画」（1999年）では、平和の文化を構築するための要素の一つとして、民主的な意思決定のプロセスへの完全な参加・参画をあげています。このように、人権文化の構築をめざす教育は、公的学習（学校や職業・専門教育）及び非公的学習（地域社会の諸機関や家庭・マスメディアを通じた教育）において、一斉画一的な知識注入型の学習スタイルから、学習者を主体とする対話的（双方向的）・創造的な学習スタイルに転換することを求めています。我が国においても、「生きる力」を育成するための教育改革が進んでおり、学習者が主体的に取り組む学習の推進を図ることがますます重要になっています。体験的参加型学習の理念と手法を参考にすることによって、同和教育の深化・充実を図っていくことが大切です。

①体験的参加学習の特徴

体験的参加型学習は、同和問題をはじめとする様々な人権問題を総合的に取り上げるとともに、日常生活における人権の問題に視点をあて、自分とのつながりが自覚できるように促すことをねらいとしています。

その特徴を整理すると、次のようなことがあげられます。

- ・学習者が学びの主体として学習に参加することをめざした活動である。
- ・学習者の気づきや経験を大切にした活動である。
- ・学習者が自己表現しやすい学習環境づくりを大切にした活動である。
- ・学習者の客観的・多面的な問題分析を触発する仕掛けを持った活動である。
- ・学習者相互の交流や学習成果の共有を図るための場面を提供し、体験を通じて学び合うことを目指した活動である。

②体験的参加学習を通して育成したい資質能力

体験的参加型学習には、ロールプレイやシミュレーション、フォトランゲージ等の手法を用いた多くのアクティビティ（学習活動）が開発されています。これらのアクティビティは、それぞれの目的を持っています。そこで、学校教育で体験的参加型学習を進めるにあたってはどんな知識、技能、態度を育成するかを明確にしておくとともに、各教科、道徳、特別活動及び「総合的な学習の時間」など様々な領域で計画的に活用することが大切です。体験的参加型学習を通して育成したい資質能力として、次のようなものが考えられます。

- ・自分について気付いたり、肯定的なセルフイメージを形成したりする力。
- ・自他を尊重してコミュニケーションする力、違いを認め受容する力、人の意見を聞いたり、自分の意見を述べたり、議論したりする力。
- ・情報を分析したり、結論を導き出したりする力、固定観念を持たず偏見（差別意識）を批判する力。

【 指導目標と重点課題 】

		重 点 目 標			
		小学校 低学年	小学校 中学年	小学校 高学年	中学校
生命尊重	身近な動植物に関心を持たせ、自然に親しみ自然を大切にすることを育てる。	自然のすばらしさや不思議さに感動し、自然や他の生命を大切にすることを育てる。	人間の生活と自然との関係を理解させ、自然環境を守り生命を大切にしようとする意欲や態度を育てる。	生命の連鎖や環境破壊について理解を深め、環境保全に主体的にかかわろうとする態度を育てる。	
自己認識	友達との関わりを通して、自分の良さを気付かせるとともに、自他のことをよく知ろうとする態度を育てる。	家族と自分との関係について考え、自分を大切にするとともに、自分の良さを伸ばそうとする態度を育てる。	自分の生き方に自信と誇りを持ち、理想の自己像に向かって努力しようとする態度を育てる。	的確に自己評価するとともに、将来への展望をもって進路を主体的に切り拓いていこうとする態度を育てる。	
協調・協働	友達一人ひとりに良さがあることを気付かせ、力を合わせるこの大切さを理解させる。	お互いの良さや違いを大切にし、共通の目標に向かって努力する態度を育てる。	多様な価値観があることを理解し、相手を尊重し、協力して集団を高めようとする態度を育てる。	人間関係を調整し、より良い関係を形成しようとする態度やお互いの人権を尊重する健全な異性観を育てる。	
労働観	家庭での自分の役割を考えさせ、協力して生活しようとする態度を育てる。多くの職業が人々の生活を支えていることに気付かせる。	家族の労働や職業について考えさせ、様々な職業が自分の生活を支えていることを理解させ、労働の意義と価値について考えさせせる。	労働と生活の関係について理解を深めさせ、労働によって生活を高めようとする意欲を養う。身近な職業差別や性別役割分担について考えさせる。	労働の意義と価値を理解させ、進路設計への意欲を育てる。働く権利と職業の平等が保障される社会の実現を目指す態度を育てる。	
科学的認識	学級の出来事の原因を考え、解決のためのいろいろな方法について考えようとする態度を育てる。	身近にある矛盾や不合理に気付き、原因を考えて、よりよく解決しようとする態度を育てる。	身近な差別や部落問題・人権問題について理解を深め、解決に必要な自分の役割や行動の在り方を考えようとする態度を育てる。	被差別部落の歴史や現実について理解を深めさせ、偏見や差別のない集団や社会をつくらうとする態度を育てる。	
国際理解	お互いの違いを認め合って生活することの大切さに気付かせる。世界には様々な国があり、交流がなされていることを理解させる。	外国の文化等を知ることを通して、人々の思いや願いを理解させ、親愛の心情を持って接していこうとする態度を育てる。	日本と他国との関係の歴史や国際機関のはたらき・国際社会のしくみを理解させ、異文化を尊重し、よりよい国際関係をつくらうとする態度を育てる。	過去・現在の戦争について理解させ、平和な世界の実現のために必要なことや、国際社会において日本の果たすべき役割等について考えさせる。	

3. 岡垣町 人権教育・啓発基本指針（平成25年3月）

岡垣町町民憲章

孔大寺こうだいじの山脈やまなみとそのすそ野にひろがる
緑の大地、白砂青松の三里松原、白波
くだけの響灘、この自然豊かなふる里
を愛する私たちは、誇りをもって住み
よい町をつくるため、次のことを定め
ます。

- 一、歴史に学び、自然を愛し、
活力のある町をつくります。
- 一、たがいに助け合い手を結び、
ふれあいのある町をつくります。
- 一、教養と文化を高め、うるおいの
ある町をつくります。
- 一、誇りと責任をもって仕事に励み、
豊かな町をつくります。
- 一、明るく健全な家庭をきずき、
すこやかな町をつくります。

*人権教育：人権という普遍的文化を構築するために行う教育や研修など

*人権啓発：人権尊重の理念の普及及び理解を深めることを目的とする広報など

◆基本指針策定の趣旨

人権は、私たち一人ひとりの生命や自由・平等を保障し、幸せに生きていくための権利であり、国籍や民族、性別などの違いにかかわらず、誰もが生まれながらに持っている基本的な権利です。

基本的人権に関わるこの理念は、日本国憲法にも基本的人権の尊重という基本理念が掲げられています。

本町はこれまでも、日本国憲法で保障されている基本的人権を尊重し、お互いの人権が尊重される共生社会の実現と公の秩序、福祉の向上に取り組む施策の総合的推進を図ってきました。

しかしながら、私達の日常生活における様々な人権として、女性・子ども・高齢者・障害者・同和問題などに見られるように、誤った認識や偏見により解決しなければならない課題が今なお残されています。また、インターネットを利用した個人情報の流出や誹謗中傷及び環境問題など新たにさまざまな人権問題が生じており、人権意識の向上は、豊かな生活を実現するため極めて重要な課題となっています。

このため、人権問題については、「人が生まれながら幸せに生きる権利に関わること」であることから知識の習得だけでなく、具体的な人権問題の解決に結び付け、人権が尊重される社会づくりへと繋げていくことが大切です。

今後、この指針を人権尊重を基本とした普遍的文化を構築するための目標として掲げ、家庭や地域・学校・職場・諸団体などと連携・協働し、人権意識の向上や人権尊重の取り組みなど人権教育・啓発活動を総合的に進めていくため、本町の方向性を示す基本指針として策定するものです。

1 基本指針策定の背景

- (1) 世界人権宣言には、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」と表明しています。
- (2) 日本国憲法には、「憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利」と定めています。
- (3) 国は、2000年に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（以下「人権教育・啓発推進法」という）を制定しました。この法律により、人権教育・啓発の基本理念、国及び地方公共団体の責務、国民の責務を明確化し、基本計画の策定や年次報告等を主な内容としています。そして、人権教育・啓発推進法第7条に基づき、2002年「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定しました。
- (4) 福岡県は、人権教育・啓発を進めるために、「人権教育のための国連10年福岡県行動計画」（1998年）の趣旨を踏まえ、「人権教育・啓発に関する基本計画」（2002年）と今後の人権教育・啓発を進める上で基本的方向性を示す「福岡県人権教育・啓発基本指針」を2003年に策定し、人権施策の総合的な推進を図っています。
- (5) 岡垣町では、1976年（昭和51年）同和行政の諸問題を調査、審議、答申するために「岡垣町同和对策審議会」を設置しました。また、同年「岡垣町同和对策基本要綱」が策定され、「学校同和教育研究連絡協議会」が発足したのち引き続き「岡垣町社会同和教育研究協議会（1983年岡垣町人権教育推進協議会に改称）」が結成されました。現在、この協議会を中心に人権講演会の開催や同和問題強調月間、人権週間に街頭啓発及び啓発冊子による啓発を行うなど、さまざまな活動が行われています。

また、2011年（平成23年）に策定した本町の最上位計画である「岡垣町第5次総合計画」において、すべての人々の人権が平等に尊重され、平和で民主的かつ幸福な社会をつくるためのまちづくりの基本理念として「住みたい・住み続けたい・みんなが輝く元気なまち岡垣」を掲げています。これらの計画に基づき、町の実情に即した人権教育・啓発を総合的に推進していくために、人権教育・啓発基本指針（以下「基本指針」という。）を策定することとしました。

2 基本指針の視点

社会に実在する様々な人権問題については、女性、子ども、高齢者、同和問題など多義にわたっていることから、その実態、原因について正しく把握し理解するとともに、こうした問題が実際には複合した要因により発生し、多様化している可能性があることを鑑みて取り組みます。そのため、家庭・地域・学校・職場などあらゆる場や機会を通じて整合性を図りながら、次の点に留意して総合的に推進することが必要です。

(1) 一人ひとりの人権の尊重

高度情報化などの社会環境の変化に伴い、新たに発生する差別問題等あらゆる差別をなくし、お互いの違いを認め合い、人権を尊重する施策を推進します。

(2) あらゆる機会を通じた人権教育・啓発

人権尊重の視点から、あらゆる機会を通して様々な人権問題の解決及び理解を深められるための人権教育・啓発ができるよう施策を推進します。

(3) 共生社会を目指す取り組み

家庭・地域・学校・職場などにおいて、性別にとらわれずに多様な人生を選択でき、お互いの個性や価値観の違いを認め合う共生社会の実現に向けて施策を推進します。

3 分野別施策の推進

(1) 女性に関する人権問題

男女平等の理念は、日本国憲法に掲げられているところであり、女性の人権問題については、国連が1975年「国際婦人年」を宣言し、これを契機に女性問題に対する社会一般の認識が深まり男女平等の達成に向け、1985年の「女性差別撤廃条約」の批准、1986年「男女雇用機会均等法」の施行等各種法律や制度の整備が図られてきました。

しかし、現実には今なお「男は仕事、女は家庭」といった固定的な男女の役割分担意識が社会に長く残っており、このことが、家庭や職場において種々の男女差別を生む原因となっています。また、夫やパートナーからの暴力（ドメスティック・バイオレンス/DV）や職場等におけるセクシュアル・ハラスメントはもとより、性犯罪などの「女性に対する暴力」の問題も重大な人権問題です。

このような状況において、1999年男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする「男女共同参画社会基本法」が、2000年には「ストーカー行為等の規制等に関する法律」、2001年は「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（DV防止法）がそれぞれ施行されました。さらに、2001年に毎年11月12日からの2週間を「女性に対する暴力をなくす運動」期間として定めるなど、様々な取り組みが行われています。

本町においては、2004年（平成16年）に人権尊重の視点に立ち男女平等の社会形成に向けた「岡垣町男女共同参画～ともに支えあい、ともに輝く～まちづくり条例」を定め、2009年に「岡垣町第2次男女共同参画基本計画」を策定しました。

この条例や基本計画に基づき、住民一人ひとりが性別にとらわれずに多様な人生を選択できる男女共同参画社会の取り組みを展開させ、女性の人権が尊重される社会の実現に向け努めていきます。

また、DVやセクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等について、女性に対するあらゆる暴力の根絶を目指し、福岡県及び関係機関との連携の下、相談・支援体制の充実に努めていきます。

(2) 子どもに関する人権問題

人権を侵害されやすい子どもの健全な成長のために、社会的に保護され豊かな人間性を育み基本的人権尊重の理念が正しく身に付くよう家庭・地域・学校において人権教育に取り組むことが必要です。

国連は、1979年に「国際児童年」を決議、1989年には「児童の権利に関する条約」を採択し子どもの人権保障について各国に呼びかけています。

わが国においては、1947年に「児童福祉法」を制定、1951年には「児童憲章」を制定し、子どもの人権尊重と福祉の保障及び増進に努めてきました。また、1994年「児童の権利に関する条約」を批准し、条約の精神に沿って、1998年に「児童福祉法」の一部改正を行い、被虐待児の早期救済などを目指す「児童虐待の防止等に関する法律」が施行されました。

本町においても、2002年（平成14年）に「岡垣町エンゼルプラン」を策定し、様々な児童福祉施策の充実に努めてきました。また、2010年（平成22年）には「岡垣町エンゼルプラン（次世代育成支援後期行動計画）」を策定しました。

子どもの人権を守り健全育成を進める一方で、依然として子どもを取り巻く状況は厳しいものがあり、虐待、いじめや不登校など多くの深刻な問題が生じています。

このような状況から、子どもの人権問題の解決に向けて、子育ての支援体制の整備・充実、子どもの健全育成を進めるとともに、すべての町民が家庭・地域・学校などで、子どもが心身

ともに健やかに育まれる環境づくりを目指して、人権意識の向上と人権教育の推進に努めています。

(3) 高齢者に関する人権問題

わが国は、平均寿命の大幅な伸びにより高齢化が進展するとともに、少子化や核家族化などから高齢者をとりまく環境は大きく変化しています。

特に、団塊の世代の高齢化などに伴い、ひとり暮らしの高齢者や高齢夫婦世帯、寝たきりや認知症を患う高齢者が急速に増加しています。

このような状況の中、疾病等のため介護が必要となった高齢者の人格やプライバシーが無視され、身体的な虐待を受けるなど、人権が著しく侵害される事案が発生しています。

また、高齢者の判断力の低下を悪用した詐欺商法や振り込め詐欺等の横行のほか、ひとり暮らし高齢者の孤独死や自殺といった深刻な社会問題も生じています。

国は、1989年に「高齢者保健福祉推進10カ年戦略」（ゴールドプラン）、1994年には、「新ゴールドプラン」を策定しました。

本町においては、2009年（平成21年）に「岡垣町高齢者福祉計画」を策定し、高齢者の人権に対する正しい理解と認識を深めるよう高齢者福祉の充実を目的とし、いつまでも住み慣れた地域で暮せる町づくりを目指しています。

そのため、高齢者の加齢に伴う様々な衰えを正しく理解し、高齢者が敬愛されつつ生きがいを持ち、安心して地域で過ごせる環境づくりを進めるとともに、高齢者の人権に対して一層の認識を深める社会の実現に向けた取り組みを推進します。

(4) 障害者に関する人権問題

住みよい町づくりに向け、障害者の自立や社会参加、生活向上の意識は高まっているものの、障害に関する正しい理解と認識が不十分なため、障害者やその家族に対する誤解や偏見が生じています。

障害者の人権尊重について、国連は1981年「障害者の完全参加と平等」をテーマに「国際障害者年」を認定し、1983年「障害者のための国連10年」を定めました。

わが国においては、1993年に「障害者基本法」を制定し、障害者の「自立とあらゆる分野における参加促進」という基本理念を掲げ、精神障害者を身体障害者と知的障害者と並んで障害者と位置づけました。

福岡県は、1995年に「福岡県障害者福祉長期計画」を定め、2004年「新福岡県障害者福祉長期計画」を策定し、障害者施策の新たな指針としています。

本町においては、1999年（平成11年）に障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し、支えあう共生社会を目指して「岡垣町障害者計画」を定め、2007年（平成19年）「岡垣町障害福祉計画」を策定し、ノーマライゼーションとリハビリテーションの理念のもと、障害者施策を推進してきました。2009年（平成21年）には「岡垣町障害者のための基本計画・障害福祉計画」を策定し、様々な関係機関・団体と連携、協働しながら、障害のある人もない人も「ともに生き ともに支えあい 自立を支援するまち」を基本理念として、障害者施策を展開しています。

この基本理念の実現に向け、誤解や偏見から生じる人権侵害の防止等の推進、障害者に対する人権教育・啓発に向けた取り組みを推進します。また、ノーマライゼーションとリハビリテーションの理念のもと、家庭・地域・学校・職場などにおいて誰もが相互に人格と個性を尊重し支えあう共生社会の実現を目指します。

(5) 同和問題

日本社会の歴史的発展の過程で形づくられた身分的差別により、一部の人が長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態を強いられてきました。

今なお結婚を妨げられたり、就職で不公平に扱われるなど、日常生活のなかで理不尽に人権を侵害される重大な問題が生じています。さらに、インターネットや携帯電話による差別事象など人権を侵害される深刻な問題があります。

わが国は、1965年の同和对策審議会答申を受け、1969年同和对策事業特別措置法の施行以来、同和問題解決に向けて関係施策を推進してきました。

本町においても、同和問題の解決は重要な課題と位置づけ、同和对策事業特別措置法に基づき、総合的な同和对策の推進に積極的に努めてきました。

これまでの取り組みの成果としては、1976年（昭和51年）町民集会における「集会決議」及び岡垣町同和对策審議会による地域住民の自立等の提言を受け、同年10月には「同和对策基本要綱」を策定しています。以後、町の同和行政はこの要綱のもとに推進していく体制が確立されました。

1994年（平成6年）6月には、関係者及び全町民の理解を得て、同和関係8者による「同和对策事業終結合意書」の調印、翌年5月に「同和对策（物的）事業終結完了記念祭」が挙行され一般対策事業へと移行できました。さらに、この事業終結にとどまることなく、同年12月「岡垣町におけるこれからの地域改善対策のあり方」を示す意見具申を受けて、基本的人権を尊重するとともに町の基本施策である「心の豊かさをはぐくむ人づくり・まちづくり」を中心的な柱に据えて、町民と共に取り組んだことにより、1997年（平成9年）3月町の長年の悲願でもあり、同和問題の完全解決を図る「自立宣言」（地区返上宣言）を成し遂げることができました。

今後も、これまで培われてきた人権教育・啓発の視点から、引き続き総合的に誰もが同和問題になお一層理解を深められるよう積極的に人権教育・啓発に努め、人権を尊重するまちづくりに向けて取り組んでいきます。

(6) 外国人の人権問題

近年の著しいグローバル化に伴い、日本での永住や新たに日本で生活することとなった外国人と隣人として生活を共にする機会が増えてきています。

福岡県における外国人登録者数は、2011年12月末現在5万人を超えており、文化・宗教・言語・生活習慣の違いから、地域住民との相互理解の不足による誤解やトラブルなど様々な人権問題が発生しています。

私達の身近な生活や社会通念、慣行等を人権の視点から見つめ直し、外国人の文化や歴史、多様性を認識し受け入れて、お互いの人権を尊重し助け合う共生社会の実現に向けた取り組みを推進していくことが必要です。

(7) 様々な人権問題

前述の人権問題のほかにも、HIV感染者、ハンセン病などの患者、犯罪被害者やその家族、刑を終えて出所した人、婚外子（非嫡出子）、アイヌの人々などに対する様々な偏見や差別をはじめ、北朝鮮当局の拉致による人権侵害、同性愛者など性的マイノリティーとされる人々に対する無理解が社会生活を制限している問題やホームレスの人々に対する嫌がらせや集団暴行など社会の変化による新たな人権問題も生じています。

また、最近では、高度情報化社会（IT社会）が急速に進展・普及し、インターネットのホームページや携帯電話のメールを使い、匿名で他人への誹謗中傷を投稿したり、個人のプライバシーに関わる情報の掲載が発生しています。

このような状況に対し、地方自治体だけで解決していくことが難しいものもあり、国・県の動向を把握しながら、あらゆる人権に配慮し対応していく必要があります。

4 基本指針の推進体制

この基本指針は、個別の人権問題にかかわる現状等について配慮するとともに、これまでに実施してきた人権教育や啓発活動の成果を踏まえ、基本的人権が尊重される明るいまちづくりを実現するために策定するものです。

人権教育・啓発の取り組みにあたっては、この基本指針の趣旨を踏まえながら、家庭や地域、学校、職場などあらゆる場において推進していく必要があります。

(1) 保育所・幼稚園

保育所・幼稚園は、人間形成の基礎を培う場です。集団生活の中でも、こども一人ひとりが基本的人権を大切にすることを育むことができるよう、保育・教育の充実に努めます。

(2) 小・中学校

学校の教育活動を通して、児童生徒の人権尊重の精神の向上を図るよう自ら学び、自ら考え実践的に行動するなかで、子どもの心豊かな人間性、他人を思いやる心を育めるよう様々な機会を通して「総合的な教育行政」を推進します。

(3) 地域社会

安心して心豊かに暮せる人権を尊重した地域社会を目指して、社会教育施設や福祉施設などを拠点とした人権に関する多様な学習機会の提供に努めます。

(4) 家庭

家庭においては、生命を尊び、生きる喜びを心から分かち合い、豊かな感性を育むことができるよう家庭教育に関する学習機会の充実や情報の提供に努めます。また、家庭内暴力や虐待などの人権侵害を未然に防ぐための情報の提供、相談機能の充実に努めます。

(5) 企業・民間団体

企業・民間団体も地域や社会を構成する一員であり、社会において重要な人権に関しての社会的責任が重要視されているため、行政機関、企業、民間団体等が連携・協働し、実効ある人権教育・啓発の推進に努めます。

(6) 町職員

本指針に基づく人権教育・啓発の推進に当たっては、全庁的に総合的な取り組みが必要であることから、職務内容に応じた人権研修を実施するとともに、あらゆる人権にも配慮し積極的に行動できる職員の育成に努めます。また、人権事業関係担当職員については、あらゆる人々を対象に、あらゆる場における人権教育・啓発を実効あるものにする必要があります。対象者や地域の実情を踏まえ、地域に密着した人権教育・啓発を推進するため、人権教育に関する専門性を備えた知識や実践力、指導力の向上を図ることを目的に、より一層の研修等の充実に努めます。

(7) 医療関係者

各機関となる医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会等と相互に有機的な連携を図り、患者への人権意識の向上やプライバシーの配慮などに、なお一層取り込まれるよう関係団体への要請に努めます。

(8) 保健福祉関係者

社会福祉職員、民生委員・児童委員、保健師等の保健福祉関係者に対して、先進事例の紹介や研修、講演会などにより、人権意識向上に向けた取り組みを行います。



平成 30 年度 岡垣町・九州共立大学 地域連携事業
『人権意識調査』分析報告書

発行 平成 30 年 11 月

山田研究室

〒807 - 8585 北九州市八幡西区自由ヶ丘 1 - 8

TEL 093-693-3403 E-mail y-akira@kyukyo-u.ac.jp